

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
に基づき作成された調停条項に従い

債権放棄が行われた場合の 課税関係について

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



この度の熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
私たちの住む福島県は、あの東北地方太平洋沖地震発生から5年、日本全国、また世界各国からも温かい被災見舞いと心からの励ましをいただいております。そして今なおその支援を支えに東日本大震災がもたらした壊滅的被害からの復興への道のりを歩み続けています。

しかしその一方で、この5年の間には、日本列島に追い打ちをかけるように各地でさまざまな自然災害が発生しました。東日本大震災から熊本地震まで、5年間で18件が「激甚災害」に指定されています(表2)。また「災害救助法」が適用された災害は、延べ71都道府県、479市区町村にも及んでいます(表3)。このうち気象庁が命名した自然災害について見ると、

- 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」
- 「平成23年7月新潟・福島豪雨」
- 「平成24年7月九州北部豪雨」
- 「平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害」
- 「平成27年9月関東・東北豪雨」(鬼怒川・渋井川氾濫)
- 「平成28年(2016年)熊本地震」

など、記憶に生々しいものばかりで、今なお悲慘な爪痕が残る大惨事となりました。

また、この5年間の火山現象について見ると、

- 2011(H23)年 霧島新燃岳
- 2015(H27)年 口永良部島
- 2013(H25)年 桜島
- 2015(H27)年 桜島
- 2014(H26)年 御嶽山
- 2016(H28)年 阿蘇山

など、噴火予測が難しいとされる火山活動の活発化を強く印象付けるものとなっています。特に、戦後最悪の人的被害となった御嶽山の噴火は痛ましく、その後の口永良部島などの噴火により火山災害が目を集めることになりました。

このように、地震、津波、高潮、河川の氾濫、洪水、大雨、大雪、豪雨、豪雪、土石流、土砂崩れ、台風、突風、竜巻、火山噴火、落雷など近年の自然災害は枚挙にいとまがなく、毎年のように深刻な人的被害、物的損害が発生しています。そしてそのたびに、正に未曾有の激甚災害の体験を経て、恩返しの意味とともに心からのエールをその後の被災地に送り続けた5年間であったことも、一面において辛い記憶であることは否めません。

今後の自然災害については、地球温暖化に伴う気候変動がもたらす災害の一層の深刻化が指摘されています。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動や首都直下型地震、巨大地震発生に伴う複合的災害など激甚化のリスクは極めて高くなっていることが内閣府防災白書においても示唆されています。

そうしたなか、2015年12月に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が策定・公表されました。これは、自然災害の被災者が既往債務を抱えてリスタートできない状態から救済するための個人債務の私的整理に関する新たな枠組みです。東日本大震災対応のガイドライン策定の経験等を踏まえて策定されています。国税庁は、2016年1月、このガイドライン関連の課税関係に係る事前照会に対する回答を公表しました。そこで今月号では、本ガイドラインの策定経緯、目的、特徴等について確認してみたいと思います。なお、9月号では本ガイドラインに関する課税関係についてなされた事前照会の概要と、国税庁の回答についての検討を予定しています。

〔質問1〕

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の策定経緯、目的、概要を教えてください。

〔回答〕

1. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（2015年9月研究会発足、同年12月公表、以下「本ガイドライン」といいます）策定の経緯

(1) 個人債務の私的整理の重要性

東日本大震災では、地震や津波の影響で住居を失った被災者の生活再建に当たり「二重ローン問題」という大きな壁に直面しました。これについて国は、金融庁を中心に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」という、東日本大震災の被災者のための債務整理に関する支援策を用意しました。これは、東日本大震災により債務の返済が困難となった場合には、金融機関等との協議を経て、債務の減免や免除を受けることができるよう指針を定めたものです（2011年7月策定）。

東日本大震災以降も自然災害が頻発しており（表2及び表3参照）、将来的にも住宅ローンや事業性ローンを抱える個人債務者への適切な対応が、

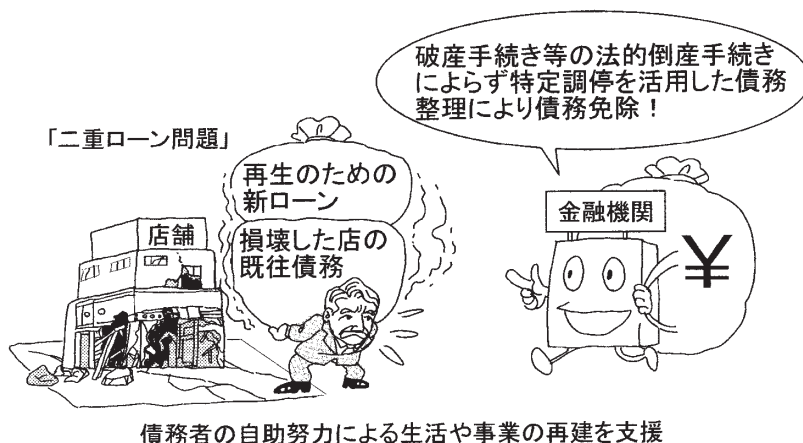
自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であることから、金融機関等が破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するための指針となる本ガイドラインが策定・公表されました。

(2) 東日本大震災における個人債務者の私的整理の現状と問題点

東日本大震災関連の個人債務者の私的整理に関する相談件数は、2011（H23）年8月22日から2016（H28）年5月27日迄で5,683件、このうち債務整理の成立件数は1,347件（23%）と極めて少ない数字にとどまっています。また、満3年の時点をピークに利用件数が増えないまま現在に至っていることが判明しています。

一方、復興庁が2016年5月27日に公表した東日本大震災における全国の避難者等の数は、2016年5月16日現在160,081人とされています。この数字は、ガイドラインの利用件数が低迷したままである一方、震災発生後5年間が経過しても、住宅の再建がままならない被災者が多数存在していることを示しています。¹

利用件数が低迷したままであることについて、



¹ 金融庁が公表している東日本大震災後の被災3県の住宅ローン債務の約定返済一時停止件数と条件変更契約締結件数（いわゆるリスケジュール件数）は、2011年5月末時点で前者が6,664件、後者が984件あり、少なくとも7,648件の住宅ローンにつき返済が困難な状態であったと推測できる。さらに、2014年9月末時点での条件変更契約締結件数は10,436件に達しており、相当数の住宅ローンが震災により返済が困難になったと推測できる。

被災3県における被害住宅戸数、住宅ローンの条件変更契約締結件数及び法律相談件数等の数字からすれば、少なくとも1万件を超える二重ローン問題が潜在的に存在していたと推測できる。

出所：日本弁護士連合会「災害時の二重ローン問題対策（個人向け）の立法化を求める意見書」（2015年11月19日）／
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_151119_2.pdf より抜粋。

表1：東日本大震災における債務整理の成立件数

委員会支部	件数
東京本部	38件
青森支部	1件
岩手支部	356件
宮城支部	877件
福島支部	73件
茨城支部	2件
全体件数	1,347件

出所：一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会／
<http://www.kgl.or.jp/kensuu/pdf/kensuu.pdf>

表3：災害救助法の適用状況

年度	都道府県件数	市区町村数
2010(H22)年度	16都県	259市区町村
2011(H23)年度	14県	68市町村
2012(H24)年度	12道府県	43市町村
2013(H25)年度	13都府県	63市町村
2014(H26)年度	11府県	18市町村
2015(H27)年度	5県	28市町村
計(延べ数)	71都道府県	479市区町村

出所：内閣府「防災情報のページ」／http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html より作成

表2：過去5年の激甚災害の指定状況一覧

	激甚災害指定の日	災害名	主な被災地
1	2011(H23)年3月13日	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県
2	〃 8月19日	台風6号	三重県・和歌山県・高知県
3	〃 9月20日	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県・福島県
4	〃 10月14日	台風12号	三重県・奈良県・和歌山県
5	2012(H24)年7月31日	台風15号	福島県・岐阜県・兵庫県
6	〃 8月15日	梅雨前線・台風4号	福岡県・熊本県・大分県
7	〃 9月10日	梅雨前線等・台風4号・台風7号	岩手県・山形県・島根県・山口県
8	〃 9月25日	豪雨	島根県
9	〃 10月4日	台風第18号	福井県・滋賀県・京都府
10	2013(H25)年11月5日	台風第26号	東京都
11	2014(H26)年8月15日	梅雨前線・台風8号	長野県・宮崎県
12	〃 9月5日	台風11号・台風12号・前線による豪雨	北海道・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・広島県・徳島県・愛媛県・高知県
13	〃 9月30日	台風19号	兵庫県
14	〃 12月16日	平成26年11月22日の地震	長野県
15	2015(H27)年8月25日	梅雨前線・台風9号・台風11号・台風12号	熊本県
16	〃 9月25日	台風15号	三重県
17	〃 10月6日	台風18号等	宮城県・福島県・茨城県・栃木県
18	2016(H28)年4月25日	平成28年熊本地震	熊本県等

出所：内閣府「防災情報のページ」／<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinshukko/list.html> より作成

日本弁護士会連合会は、大別して、①ガイドラインの運用が極めて厳格に行われていたこと、②被災地の事情が反映されず、かつ、被災者に利用しやすい体制が整っていなかったこと、③被災者への周知が遅れ、かつ、不十分であったこと、④その間に金融機関による条件変更契約締結（リスケジュール）が進んだこと、などが理由であると指摘しています。また、①のガイドラインの厳格な運用については、①仮設住宅入居者の利用及び自由財産の範囲についての運用、②支払不能要件、

③全債権者の同意が必要であること、などを挙げています。

(3) 本ガイドラインの熊本地震における適用

本ガイドラインは、こうした東日本大震災の経験等も踏まえその他の自然災害にも適用できるよう策定された新たなガイドラインです。

本ガイドラインは、法的拘束力はないものの金融機関等である対象債権者及び債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待され、2016年4月1日から適用

が開始されています。したがって、この度の「熊本県熊本地方の地震に係る被害地域」の被災者に適用されることとなります（『平成28年（2016年）熊本地震』に係る『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』の運用について」2016年4月27日公表）。

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、研究会設置（2015年9月2日）後に災害救助法の適用を受けた自然災害の影響により、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者で、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的としています。

3. 本ガイドラインの概要

(1) 対象債務者の要件

対象となり得る債務者は、一定の要件を備える個人であるとしています。

(2) 対象債権者の範囲

対象となる債権者は、主として金融機関等とし

ています。

(3) 登録支援専門家の委嘱

本ガイドラインに基づく債務整理の申出から調停条項の確定までの間、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の「登録支援専門家」が支援を行います。

(4) 債権放棄額（債務免除額）

本ガイドラインに基づく債権放棄額（債務免除額）は、収入の見込みのある対象債務者が将来の収入から分割弁済を行う調停条項案を作成する場合には、破産手続によった場合の債権の免責額と同等以下となるなど、ケースに応じて算定されます。

(5) 保証人による保証履行

対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、保証人の責任の度合い、保証人の生活実態などを勘案して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（個人に限る。）に対する保証履行は求めないこととしています。

(6) 債務整理のための手続の流れ

- ① 手続着手の申出
- ② 専門家による手続支援を依頼
- ③ 債務整理（開始）の申出
- ④ 「調停条項案」の作成
- ⑤ 「調停条項案」の提出・説明
- ⑥ 特定調停の申立
- ⑦ 調停条項の確定

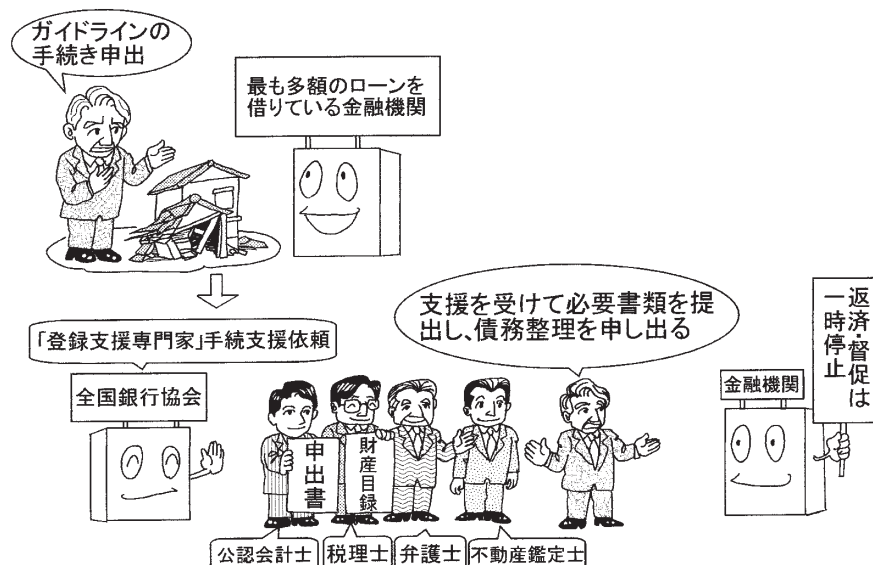
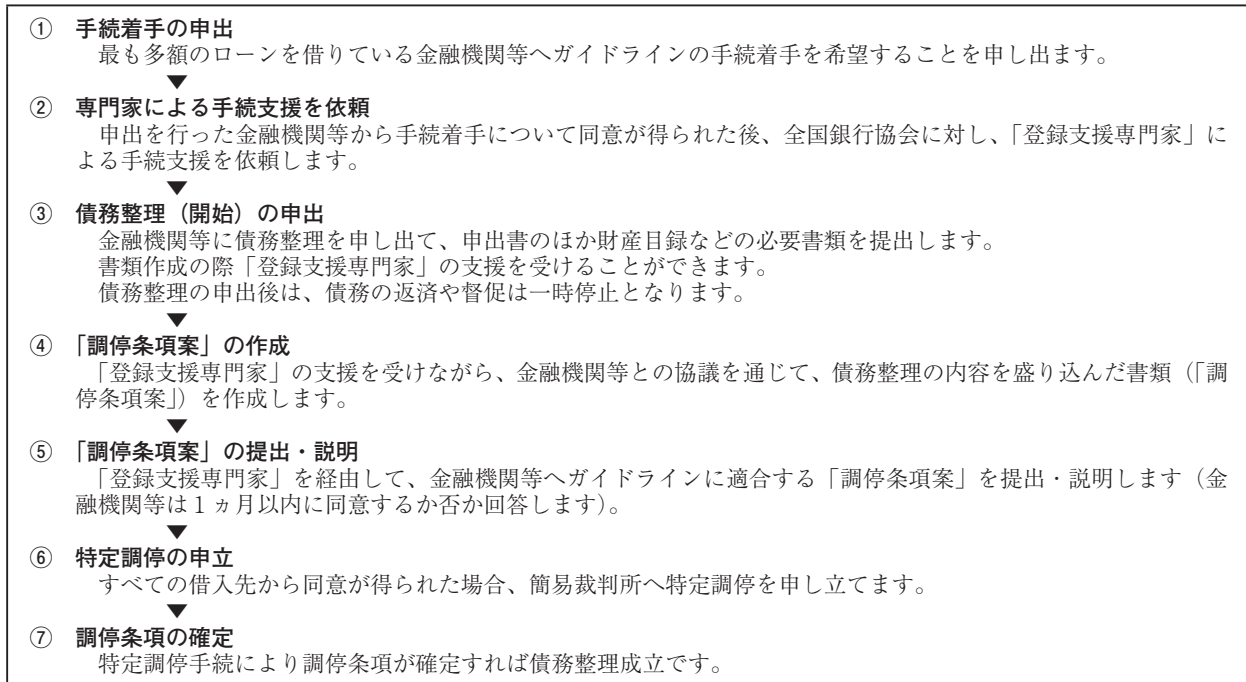


図1：債務整理のための手順の流れ



出所：一般社団法人全国銀行協会（JBA）<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-i/8815/> より作成



【質問2】

本ガイドラインの特徴及びメリットは何ですか。

【回答】

本ガイドラインを活用して個人債務者が債務整理をする場合の特徴、メリットとして、次の3つがあげられます。

(1) 登録支援専門家の無料支援

弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士といった「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

(2) 一定額の現預金を手元に留保可能

被災状況、生活状況などの個別事情により、財産の一部（最大500万円程度の現預金）をローンの支払いに充てず手元に留保することができます。

(3) 個人情報情報

対象債権者は、対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含みます。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととされています。したがって、新たな借入れを行う場合も影響はありません。

（本稿の続編は9月号に掲載します）